

市民活動助成事業審査委員会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 市民活動助成金交付要綱第8条第1項の規定に基づき設置する市民活動助成事業審査委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、助成金の交付の申請に係る事業（以下「対象事業」という。）に関し次の各号に掲げる事項を審査し、その結果を市長に報告する。

(1)事業実施対象（人・場所）

主に川口市内の人及び場所を対象として実施する事業であるか

(2)課題設定

団体が事業により解決しようとする課題が本市の抱える課題に合致しているか

(3)公益性や社会貢献度

事業の効果がより多くの市民の利益に寄与するものか

(4)新規性

団体にとって新たな事業となっているか。また、既存事業にあつては、以前よりも改善がみられるか

(5)継続性

今後も継続していける事業であるか

(6)団体実施能力

事業の実施にあたり、団体が財務、人材、企画力等を具えているか

(7)先駆性、モデル性、独創性

事業がこれまでに取組みまれていなかった課題にとりくむものか、また、他の規範となるような事業であるか

(8)自立性

事業実施にあたり、財源の確保や事業の継続性等考慮されているか

(9)計画性

財源、人材、場所等が十分に検討された上で、事業計画が立てられているか

(10)他との連携

対象事業実施団体のみならず、行政や他団体、企業等との連携を検討し、必要な連携が図れているか

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 市民活動団体に所属する者
- (3) 本市の職員
- (4) その他市長が委員にふさわしいと認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、市長が委嘱した日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が必要に応じ招集し、委員長がその議長となる。

(除斥)

第8条 委員は、自らが所属する団体に係る助成金の交付について審査する場合にあっては、その議事に参加することができない。

(関係人の出席)

第9条 委員会は必要があるときは、関係人の出席を求め、その説明もしくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員に対する報償)

第10条 委員会の委員報償は、日額5,000円とする。ただし、川口市及び川口市社会福祉協議会に勤務するものについては支給しない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、市民生活部協働推進課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年3月27日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。